

千葉市公告第592号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第17条の規定により、次の市街地再開発組合の定款の変更を認可したので、同法第38条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により公告します。

令和2年9月11日

千葉市長 熊谷 俊人

- 1 組合の名称  
新千葉2・3地区市街地再開発組合
- 2 事業施行期間  
令和2年5月29日から令和5年9月30日まで
- 3 施行地区  
千葉市中央区新千葉二丁目3番1、2、4、5、6、7、8、9、11、  
12、28番2の全部  
新千葉二丁目22番1、27番1、3の各一部
- 4 事務所の所在地  
（変更前）千葉市中央区新千葉二丁目3番13号  
（変更後）千葉市中央区新千葉二丁目1番5号
- 5 設立認可の年月日  
令和2年5月29日
- 6 定款の変更認可の年月日  
令和2年9月11日